

(水道局)

令和7年第4回定例会議案説明資料

- |           |                         |          |
|-----------|-------------------------|----------|
| 1 議案第154号 | 令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第2号） | …………… P3 |
| 2 議案第165号 | 千葉市水道給水条例の一部改正について      | …………… P4 |



(水道局 水道総務課)

**令和7年第4回定例会  
〔議案第154号〕**

**令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第2号）  
〔水道管路耐震化事業の財源補正〕**

**1 補正理由**

令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画に位置付けた重要施設への水道管路耐震化事業が国費及び県費の対象となったこと及び国の繰出基準の変更に伴い一般会計出資金の額が増額となることから、財源となる収入の補正を行うものである。

**2 補正額**

国庫補助金	3, 280 千円
県補助金	4, 550 千円
一般会計出資金	13, 429 千円
企業債	△21, 000 千円

**3 内訳**

事業名：水道管路耐震化事業 227, 669 千円  
(款：資本的支出 項：建設改良費 目：改良費)

(単位：千円)

事業費	財源内訳	補正前	補正後	補正額
227, 669	国費	0	3, 280	3, 280
	県費	0	4, 550	4, 550
	一般会計出資金	90, 793	104, 222	13, 429
	企業債	136, 000	115, 000	△21, 000
	内部留保	876	617	△259

※補正後の一般会計出資金（104, 222 千円）の財源として起債する一般会計出資債（104, 000 千円）の元利償還金について、2分の1の普通交付税措置あり。

(水道局 水道総務課)

**令和7年第4回定例会  
【議案第165号】**

**千葉市水道給水条例の一部改正について**

**1 改正理由**

市営水道は市民負担の公平性の観点から県営水道と同一料金としてきたが、令和8年4月から県営水道が料金を改定することに伴い、市営水道が県営水道から購入している水の購入価格も値上げされ、損益収支の赤字や資金不足の拡大が見込まれることから、県営水道と同一の水道料金に改定するため、条例の一部を改正する。

また、災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した事業者による給水装置工事の施行が可能となるよう、所要の改正を行う。

**2 改正内容**

**(1) 水道料金の改定**

水道料金を平均改定率18.6%で改定する（千葉県営水道と同率）

表1 基本料金 (1か月、税抜)

口径	現行料金	新料金	改定差額
13mm	380円	470円	90円
20mm	890円	1,103円	213円
25mm	1,590円	1,970円	380円
40mm	6,350円	7,866円	1,516円
50mm	14,400円	17,837円	3,437円
75mm	33,100円	41,001円	7,901円
100mm以上	市長が別に定める額	市長が別に定める額	△

表2 従量料金 (1m<sup>3</sup>につき、税抜)

	使用水量	現行料金	新料金	改定差額
専用給水装置 (一般用)	1~10m <sup>3</sup>	57円	67円	10円
	11~20m <sup>3</sup>	150円	175円	25円
	21~40m <sup>3</sup>	244円	285円	41円
	41~100m <sup>3</sup>	326円	380円	54円
	101~500m <sup>3</sup>	404円	471円	67円
	501m <sup>3</sup> ~	441円	514円	73円
共用給水装置 (一般用)	△	57円	67円	10円

## (2) 災害その他非常の場合における給水装置工事施行事業者の見直し

給水装置工事の設計及び施行は、市長が水道法により指定した者が行うこととしているが、令和6年能登半島地震において、地元の宅内配管業者の確保が困難な状況となり、個人が管理する宅内配水管の復旧が遅れて家庭で水を使用できない状況が長期化したことを踏まえて、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者が指定した事業者による給水装置工事の施行が可能となるよう改正を行う。

### 3 施行期日

#### (1) 令和8年4月1日

※新料金は、施行日以降の使用に係る料金に適用し、施行日前までの使用に係る料金は旧料金を適用する。なお、施行日前から施行日以後に引き続く使用に係る料金については、使用水量を日々均等に使用したものとみなして、日割計算により算定するものとする。

#### (2) 公布日

#### 【参考】

#### モデルケース別試算

(1ヶ月・税込)

モデルケース	使用口径	使用水量 (1か月)	現行料金	新料金	改定差額
単身世帯	13mm	8m <sup>3</sup>	910円	1,100円	190円
3人世帯	20mm	20m <sup>3</sup>	3,250円	3,870円	620円

出典：令和7年度第2回千葉県水道事業運営審議会資料

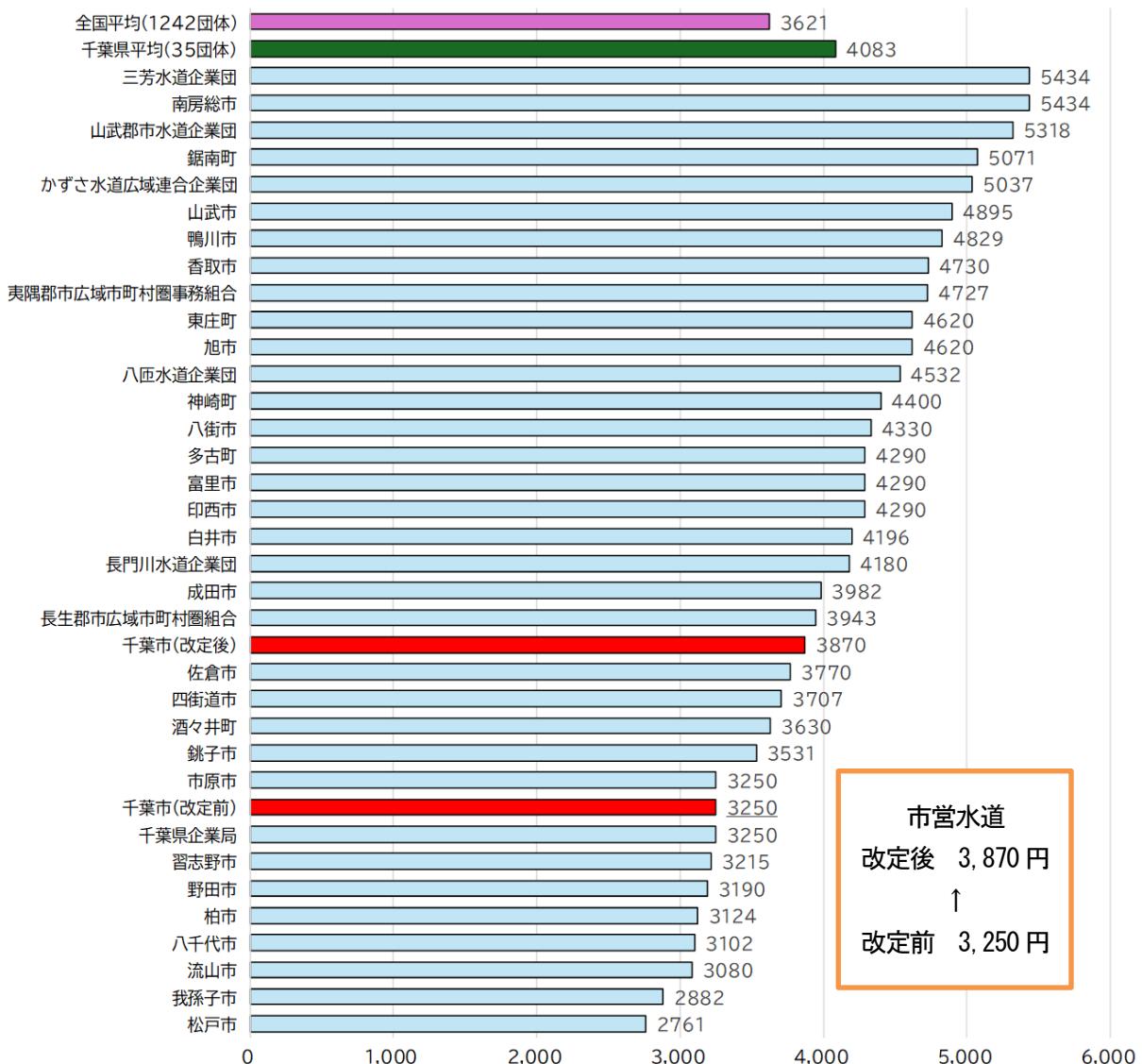
#### (算定方法例)

使用口径20mmで使用水量20m<sup>3</sup>の場合（1ヶ月）

区分	A 単価（円）	B 使用水量（m <sup>3</sup> ）	A × B 金額（円）
基本料金	1,103	-	1,103
1～10m <sup>3</sup>	67	10	670
11～20m <sup>3</sup>	175	10	1,750
合計		20	3,523
税込処理（10円未満切捨）			<b>3,870</b>

## 千葉県内の水道料金一覧 (20 m<sup>3</sup>/月、口径 20mm、税込)

(単位 : 円)



令和7年4月時点 (全国平均は令和6年3月時点) 出典 : 地方公営企業決算状況調査等